資料６－８　ペット飼育のルール（例）

避難所では、多くの人たちが共同生活を送っています。
ペットの飼い主の皆さんは、次の事を守って避難所生活を送ってください。

- 飼い主は、避難者名簿にペットの有無だけでなく、避難所ペット等登録台帳にも必要内容を記入してください。
- 屋内のあらかじめ指定された場所でペットを飼育する場合は必ずブルーシートを敷き、ケージに入れて飼育してください。また、一時的にケージの外に出すときは必ずリードなどによりつなぎとめるなどしてください。
- 飼育場所や施設は、飼い主同士で常に清潔にし、必要に応じて換気、消毒を行ってください。
- ペットの苦情及び危害防止に努めてください。
- ペットの排便等は、飼い主の管理のもと、指定された場所で排便させ、後片付けを必ず行ってください。
- 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片づけてください。
- ノミ・ダニ等の発生防止等の衛生管理、健康管理に努めてください。
- 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- 飼育困難な場合は、飼い主同士で検討の上、救護・衛生班に相談してください。
- 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに救護・衛生班へ報告してください。
- 施設は、避難所閉鎖後は元の用途で使用されます。避難所閉鎖時に原状復帰で施設管理者に返せるように心がけてください。